

森林環境譲与税が充てられる森林環境施策に要する経費

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和元年度税制改正において、森林環境税が国税として令和6年度（2024年度）から個人に対して課税され、その全額を市町村及び都道府県に森林環境譲与税として譲与されます。

森林環境譲与税は、森林整備が喫緊の課題であることを踏まえ、令和元年度（2019年度）から譲与されており、全額を「間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

(単位 千円)		
区 分		事業費
		森林環境譲与税 充当可能額
衛生費		3,476
1 清掃施設の維持管理＜病虫害対策＞		1,739
農林業費		64,063
1 民有林振興		14,631
2 森林管理巡視		1,629
3 市行造林		1,058
4 市有林管理		17,991
土木費		92,682
1 公園管理＜病虫害対策＞		17,923
2 緑地管理の支援（斜面緑地保全区域、緑地保護地区）		28,921
3 緑地の保全と活用（上川の里の保全・活用、金比羅緑地の保全）		17,115
計		160,221
		101,007

※＜病虫害対策＞については、全体事業費のうち森林病虫害対策に係る額を記載

【歳入】 地方譲与税のうち森林環境譲与税	98,156 千円
【歳出】 森林環境施策に要する経費	160,221 千円
(うち森林環境譲与税充当可能額)	101,007 千円)